

沼田川流域下水道沼田川浄化センター
汚泥処理棟No.2 薬品供給ポンプ外インバータ修繕業務

仕様書

令和8年5月

(公財)広島県下水道公社三原支所

仕 様 書

1 業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター
汚泥処理棟No.2 薬品供給ポンプ外インバータ修繕業務

2 業務場所

三原市円一町一丁目 2 番 1 号

3 業務期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで
(但し, 検査期間の 1 4 日間を含む。)

4 業務内容

汚泥処理棟電気室内のコントロールセンタに設置しているインバータ 2 台について、性能維持のための整備修繕を行う。

- (1) 対象機器は関連法令、法規及び関連する規格に適合したものとする。
- (2) 既存インバータを撤去し、新品インバータを取り付ける。(2 台)
- (3) 絶縁抵抗測定ほか必要な測定実施(作業前及び作業後)
- (4) 試運転調整
- (5) 撤去品運搬処分
- (6) 報告書作成

5 対象機器

- (1) No.2 薬品供給ポンプ用インバータ (㈱東芝 CC 盤内実装機器)
負荷モーター0.75kW
型 式 : TM 形ユニット 10IL-18 1 台
- (2) No.2 初期混合汚泥供給ポンプ用インバータ (㈱東芝 CC 盤内実装機器)
負荷モーター3.7kW
型 式 : TM 形ユニット 10IL-80 1 台

6 一般事項

(別紙-1)による。

7 その他

- (1) 本業務の施工にあたっては、現地調査を十分に行い施設を熟知しておくこと。
- (2) 沼田川浄化センターの業務への支障が最小限となるよう、事前に十分な打ち合わせ協議を行ったのち、作業工程計画表を作成すること。
- (3) 本業務の施工に先立ち、施工図を提出して承諾を得ること。
- (4) 本業務の施工に伴い、設計書に記載のもの以外に取替え、又は修繕が必要とされる部品が生じた時は、その旨を遅滞なく監督員に報告し、対応を協議すること。
- (5) 作業実施にあたっては、必ず現場に作業責任者を配置すること。
- (6) 作業は、本業務の監督員の指示に従って行うものとする。
- (7) 安全管理には十分注意を払い、落下・酸欠等の災害防止に努めること。

一 般 事 項

1 適 用

この仕様書は、(公財)広島県下水道公社が発注する修繕業務の実施に適用する。

2 提出書類

(公財)広島県下水道公社HPに記載されている「業務様式集」-「修繕業務提出書類一覧」により作成すること。

<http://www.kengesui-hiroshima.or.jp/download-paper/index.html>

3 承諾書の提出

本業務に使用する機器・資材等の製作及び手配並びに施工については、発注者が必要と認めた場合、承諾函書等により承諾を受けた後に着手するものとする。

4 完成図書の提出

(1) 本業務の完成図書の提出部数は、発注者との協議により変更できるものとする。

(2) 完成図書には、完成図、取扱説明書、試験成績表、業務報告書及びその他必要書類をすべて網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務施工場所を記した配置図を添付する。

(3) 完成図書はA4版ファイルを使用し、背表紙に施工年度、業務名、受注者名を記載する。

5 現場作業の注意事項

(1) 本業務の現場着手前には、監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないように施工するものとする。

また、必要に応じて施工計画書、詳細工程表及び作業手順書を提出し監督員の承諾を得ることとする。

(2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。(施設の通常勤務日、勤務時間内以外は、原則として業務を実施しない日及び時間とする。)

(3) 本業務において使用する業務用水及び業務用電力は、施設の運転に支障のない限り施設のものを使用することができる。なお、使用にあたっては、極力節減に努めることとする。

6 設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

7 安全管理

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図らねばならない。

(2) 業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」(令和元年9月2日 国土交通省告示第四百九十六号)を遵守して公衆災害防止に努めなければならない。

8 本業務に関わる法令及び日本工業規格等の規格は、これを遵守しなければならない。

9 業務妨害等を行う圧力団体等の不当介入に対して、適切な処置を講じ、警察から「被害受理証明書」が交付され、かつ工程調整を行ったにもかかわらず、業務期間に遅れが生じるおそれがある場合は、業務期間延期を求める書類に、当該証明書を添付し提出しなければならない。

10 廃材処分等

本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物及び屑・がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理し、業務完了時には中間処理までの、マニフェストA・B2票(排出事業者送付用)の写しを提出しなければならない。

また、最終処分終了後にD・E票の写しを提出しなければならない。